

第1章 第四期長期計画の前提

1 市勢と将来展望

(1) 市勢

本市は、副都心新宿から電車で20分、距離にして約12kmの至近に位置するとともに、東京都特別区の西部に接し、総人口約400万人を擁する多摩地域との結節点にある。市域は東西6.4km、南北3.1km、地形は総体的に平坦であり、面積10.73平方km、人口は外国人登録数を含め約13万4300人（平成16年6月1日現在）、14歳以下の年少人口は10.7%、生産年齢人口（15～64歳）は71.3%、老年人口は18.0%に達している。

市民の担税力は比較的大きく、歳入（平成14年度決算591億円）のほぼ28%が市民税、24%が固定資産税によるものである。また、給与所得者の割合が多い。

市の南部をJR中央線が東西に貫通しており、東から順に吉祥寺、三鷹、武蔵境の三つの駅がある。吉祥寺駅には京王井の頭線が、武蔵境駅には西武多摩川線が乗り入れている。駅勢圏ごとには、都内有数の繁華街を有する吉祥寺圏、大型の文化・スポーツ施設や市役所をはじめとする行政機関や先端企業が集積する中央圏、多くの大学への玄関口であることから留学生も多く、国際色豊かな色彩をもち、環境に恵まれた武蔵境圏といった特徴がある。

(2) 将来展望

本計画は、平成26年（2014年）までを計画期間としているが、日本の総人口は、2006年には人口静止を迎え、それ以降は「人口減少」という、近年我が国が経験したことのない構造変化に突入するとともに、急激な少子高齢化が予測されている。そして、国や都が進めている行財政改革による歳入の減

少などの影響も避けては通れない。また、今後の10年の間には現時点で予期できない社会情勢の変化も予想される。

このように現時点での将来の見通しが不確実な状況の中で、情勢変化に柔軟に対応できる持続可能な市政運営を目指して長期的な計画策定を行った。

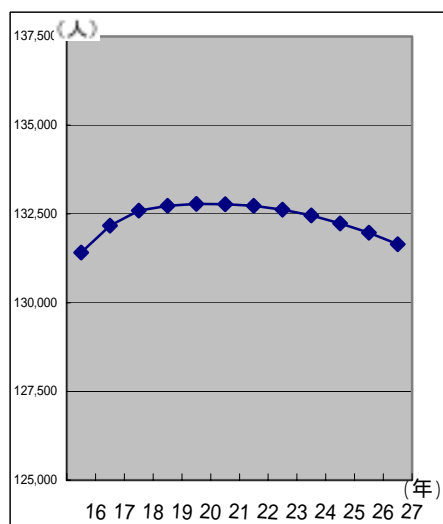
1) まちの性格

本市は、緑豊かで閑静な住宅地が広がる一方、都内有数の商業地や企業の先端的研究施設、多くの大学などを有し、狭い市域ながら、住む人にとっても、また訪れる人にとっても魅力のある「生活核都市」として発展してきた。また、吉祥寺、三鷹、武蔵境の各駅を中心として、地域ごとに特色のあるまちが形成されている。まちの利便性や生活環境の面からも、成熟した都市として高い評価を得ているが、再開発が進む周辺地区の商業圏との競争激化や、少子高齢化の進行などの要因がある一方、市政においては治安やまちの安全確保、環境問題への対応など様々な課題がある。

2) 人口構成

住民基本台帳人口に基づき、本市で実施した将来人口推計によると、平成 20 年（2008 年）に本市の人口は約 13 万 3 千人でピークを迎え、以降、減少に転じると予測されている。

また、年齢別の人口推計結果では、0～14 歳人口、15～64 歳人口ともに減少する中、65 歳以上の人口は増加し、本計画期間後の平成 27 年（2015 年）には、人口 13 万 2 千人のうち 0～14 歳の年少人口が 9.6%と 10%を割り、65 歳以上の高齢人口が将来の人口推計



家族類型別世帯数の将来推計 (単位：世帯)

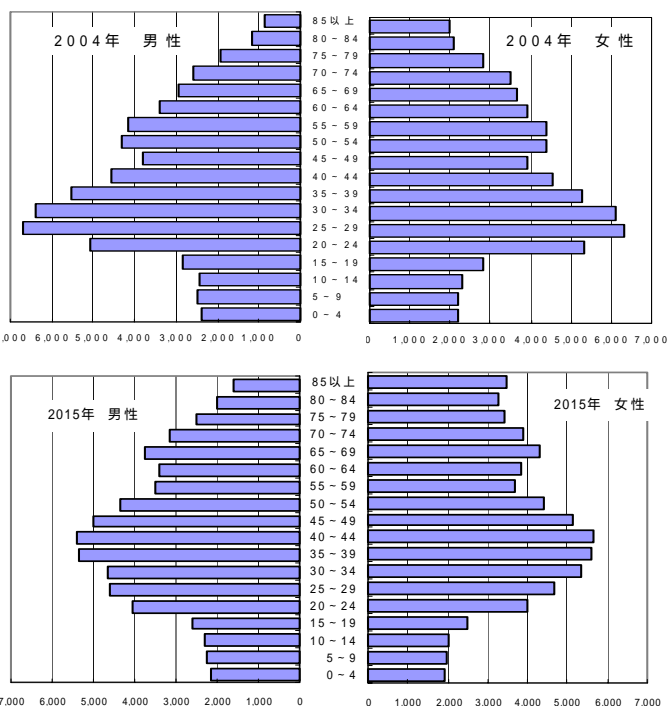
	2005年 (H17)	2010年 (H22)	2015年 (H27)
総世帯数	66,441	68,032	69,083
核家族	29,699	29,798	29,706
夫婦のみ	12,830	13,171	13,368
夫婦と子ども	15,473	15,137	14,764
片親と子ども	1,396	1,490	1,574
その他の親族世帯	3,189	2,925	2,694
非親族世帯	266	340	345
単身世帯	33,287	34,968	36,338
高齢者単身世帯数	5,647	6,599	7,599

23.8%になると予測される。

つまり本市では、日本全体の人口変化の動きからはやや遅れるが、本計画期間中に緩やかではあるが初めて本格的な人口減少期に入り、少子高齢化の傾向がますます進む。

一方、世帯数は引き続き増え続け、特に高齢者単身世帯数の伸びが大きいと予測される。

年齢別人口構成の変化



年齢3区分別人口の将来推計

	2005年 (H17)	2010年 (H22)	2015年 (H27)
0-14 歳	14,104	13,527	12,629
割合	10.7	10.2	9.6
15-64 歳	93,983	91,444	87,699
割合	71.1	68.9	66.6
65 歳以上	24,080	27,760	31,318
割合	18.2	20.9	23.8
合計	132,167	132,731	131,646

3) 財政見通し

歳入については、国の三位一体の改革及び都の第二次財政再建推進プランにより国や都の補助金等が削減され、市の財政への影響も大きいと予想されている。また、市税の伸びは経済状況の影響が大きいですが、景気の先行き不透明な状態で大きな伸びは期待できず、厳しい状況が続くと考えるべきであろう。

歳出については、扶助費や委託料などの物件費をはじめとする経常的経費の増加が見込まれる中、農水省食糧倉庫跡地新公共施設の建設などの投資的経費や新規事業へ限られた財源を重点的に配分することが重要となる。

2 長期計画策定方式

第三期長期計画及び調整計画においては、分野ごとにいくつかの委員会を設置して、専門的な議論を深め、これらの提言等を基に策定を進めてきた。

本計画の策定においては、武蔵野方式といわれる市民参加による策定方式を引き続き踏襲するとともに、庁内の各部門において分野別の計画（個別計画）策定が体系的に進められてきていることから、これらの個別計画を基本に据えて策定を進めてきた。また、今回は、現在市政の課題となっている個別具体的なテーマについて、策定委員会発足と同時に市がテーマ別に市民会議を設置した。そして、これらの会議で具体的な方策や将来見通しについて議論された内容を反映させた。

3 策定期間とローリングスケジュール

(1) 策定期間

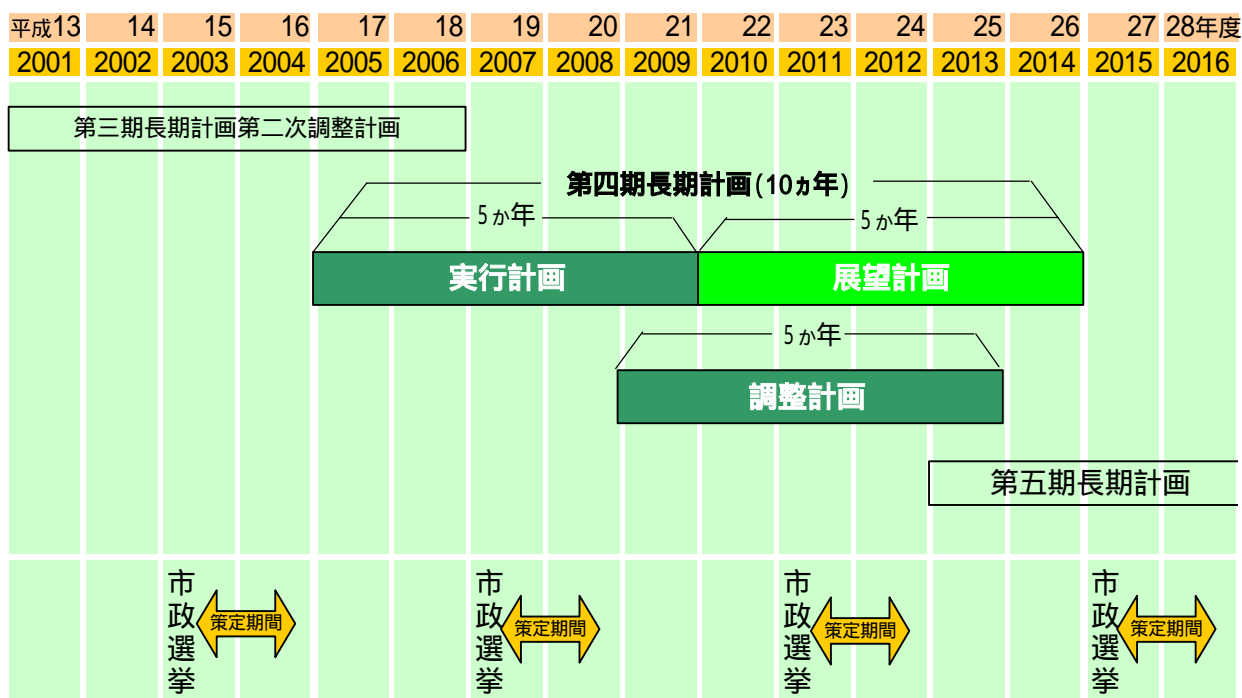
近年の市政を取り巻く環境変化の速度は目まぐるしく、いままでの12年という計画期間では、計画の実効性の低下を招きかねない。また、市民を代表した議会の議決を12年に一度しか経ていないことになる。そこで、本計画においては、平成17年度から10年を見通し、平成26年度までを計画期間と定めることとする。

展望計画とする。

市長選挙を踏まえ、また、市政を取り巻く環境の変化に対応するため、4年ごと（平成20年）に調整計画を策定する（長期計画策定は8年ごと、下表参照）。

(2) ローリングスケジュール

本計画の前期5か年（平成17～21年度）を実行計画とし、後期5か年（平成22～26年度）を



4 これまでの成果

第三期長期計画第二次調整計画の優先事業

(1) 高齢者福祉の推進

高齢者福祉においては、「自立支援・促進型福祉」の推進を掲げ、平成 12 年度から介護保険制度が施行されたことを契機に、次のように対応した。

平成 12 年 4 月に「高齢者福祉総合条例」を制定し、活力のある長寿社会を目標とした。また、特別養護老人ホーム「親の家」の開設を支援するなど施設整備をさらに進めるとともに、在宅サービスの充実を図り、ゴールドプラン 21 の目標値を達成しつつある。また、サービスの質の向上を図るため、「ケアマネジャー研修センター」の設置や第三者機関によるサービス評価を開始した。

平成 15 年には、介護保険制度が抱える問題点の改善策と制度改革の必要性を国に提言するなど、介護保険制度や公的介護のあり方について問題提起も継続して行ってきた。

(2) 子ども施策の推進 - 心・体・家族

子どもたちを、家庭や学校や地域において、心と体の両面でのびのびとはぐくんでいくため、次のように取り組んだ。

時代の状況の変化や多様化する保育ニーズに対応するため公立保育園改革を実施するとともに、「こどもテンミリオンハウスあおば」の開設や病後児保育事業などを実施した。

平成 16 年には「子育て SOS 支援センター」を設置し、児童虐待防止や子育て支援ネットワーク構築を進めている。

また、“食の乱れ”が言われる中で、子どもの食の現況調査を実施し、啓発を行っている。

学校教育では、少人数指導・習熟度別指導などを充実するとともに、今までのセカンドスクールに加

えて平成 15 年度より小学校 4 年生を対象としたブレセカンドスクールの試行を開始した。

完全学校週 5 日制への対応として、「土曜学校」を開始するとともに、「地域子ども館・あそべえ」を開設した。また、家族で自然とのふれあいを深められるよう、「親子棚田体験」「鳥取県家族ふれあい長期自然体験」などの家族ふれあい事業を実施している。

(3) 武蔵境のまちづくりの推進

玉川上水や仙川などの自然と調和した良好な住環境を考慮しつつ、JR 中央線の連続立体交差化に合わせ武蔵境の整備に次のように取り組んだ。

武蔵境駅周辺環境整備基本計画を策定し、JR の駅舎設計と連携して、駅舎に附属する連続施設の基本設計に市民とともに関わっている。また、まちの南北一体化を図るため、都市計画道路や区画道路などの整備を進めている。

農水省食糧倉庫跡地に建設する新公共施設については、平成 15 年に基本計画を策定し、現在、“知的創造拠点”として建設基本計画の策定とそれに続く基本設計の準備を進めている。

仙川を親水化する「仙川リメイク」は、桜堤団地建替え区域内の約 450m (全体計画 2.7 km) が完了した。

(4) 吉祥寺新時代にむけて

新宿より西では最大の商業地として発展した吉祥寺が、良好な商業地として高い地位を維持し続けられるよう 4 つのゾーンごとに次のように整備を進めてきた。

セントラル吉祥寺

・平成 13 年度に地域情報コーナーを併設した商工会館を建設した。

・サンロードのアーケード架け替えを支援した。

1 ピオトープ

「生息場所」という意味のドイツ語。多様な生物との共生の空間、小動物が生きられる環境の再現のため、池や水流を造り、草木を植え込み、自然に昆虫などが住めるようにする。

2 二俣尾・武蔵野市民の森

荒廃しつつある多摩の森林を保全するとともに、森林資源を活用した様々な自然体験ができる山林を「二俣尾・武蔵野市民の森」として保全、活用を図っている。

イースト吉祥寺

- ・吉祥寺シアター建設を進めている。
- ・区画道路の整備などを実施している。

ウエスト吉祥寺

- ・道路をカラー舗装にするなどのグレードアップを進めている。
- ・防災機能を持つ吉祥寺西公園を開設した。

パーク吉祥寺

- ・南口駅前交通広場を都市計画決定し、用地買収を進めている。
- ・井の頭公園へのアクセス道路の整備を進めている。

また、これら4つのゾーンを有機的に結び、来訪者の回遊性を高める検討を進めている。

(5) 地域で取り組む環境施策と緑化の推進

これまで受け継いできた環境を守りはぐくみ、将来の世代に引き継ぐため、地域から取り組む地球環境保全施策を次のように推進した。

1) 環境・ごみ問題への取り組みの強化

武蔵野市役所地球温暖化対策実行計画を策定し、率先して温室効果ガス発生量の抑制に取り組んだ。また、住宅に太陽光発電設備を設置する市民への助成制度を創設した。

ごみ問題については、市民・事業者・行政の三者の協働による初めてのごみ減量キャンペーンの実施、回収システムの整備や事業所への排出抑制のための指導強化等を行い、平成15年10月には不燃ごみの焼却を開始し、最終処分場の有効活用を図るとともに、家庭ごみ有料化へ向けた準備を進めている。

2) 緑の保全と緑化の推進

公園の新設・拡充はもとより、緑化指導・接道部緑化の助成や苗木の配布などを実施した結果、平成6年に22.6%まで減少した緑被率が、平成12年には1.8%の増加(24.4%)に転じた。これは、民間

も含めた市内全体の緑が増加したものと考えられる。

また、玉川上水、千川上水、仙川、グリーンパーク遊歩道等を整備し、水と緑のネットワークの形成を進めるとともに、地下水を活用したピオトープ¹の整備を進めた。また、学校ピオトープについては平成15年度中に市立小学校全12校中11校で設置が完了した。

平成13年度より「二俣尾・武蔵野市民の森」²と名づけた約3ヘクタールの青梅市内の森林を対象に、保全・整備活動や体験活動(土曜学校等)を実施し、環境学習の場として活用している。

その他の主な成果

分野	年度	主な成果
健康・福祉	13年度	・知的障害者生活寮「やはたハウス」開設
	15年度	・知的障害者通所授産施設「ワークイン関前」開設 ・小児救急医療体制の基盤強化
	16年度	・痴呆性高齢者グループホーム開設
教育・文化	13年度	・「吉祥寺美術館」開館 ・桜野小学校体育館等の改築 ・武蔵野赤十字保育園増改築 ・小中学校全校の耐震診断を実施 - ~13年度(14年度~耐震補強工事)
	14年度	・ストリートスポーツ広場の開設 ・安全監視員制度導入
	15年度	・武蔵野地域自由大学開学 ・茶室「松露庵」を開設 ・市立保育園「涼」環境創出の取り組み
	16年度	・西久保保育園の移転・改築、ありんこ保育園の認可化 ・大野田小学校校舎改築 - 17年3月完成予定
コミュニティ・ 市民生活・産業	13年度	・武蔵野商工会館開館 ・姉妹友好都市アンテナショップ「麦わら帽子」開店 ・コミュニティスタジオ「ハートらんど富士見」の設置
	14年度	・市民農園の新設(南町市民農園) ・東町防災広場の開設 ・つきまとい防止条例、生活安全条例の制定 ・コミュニティ条例施行
	15年度	・市民農園の新設(関前ふれあい市民農園) ・市立小中学校(18校)中、14校に災害対策用井戸設置 - 15年度現在
	16年度	・境南町防災広場の開設
環境・都市基盤	13年度	・ムーバス4号路線(三鷹駅北西循環)運行開始 ・パークアンドバスライド(ムーパーク)開設 ・粗大ごみシール制の導入 ・朝一番隊による清掃「吉祥寺朝一番隊」開始 ・自転車駐輪場の確保 - 13~15年度・人にやさしいみちづくり事業(宮前通り施工)
	14年度	・都市計画道路3・4・7号線(アジア大学通り)完成 ・都市計画道路3・4・16号線(吉祥寺通り)完成 ・人にやさしいみちづくり事業(宮本小路北・東十一小路 施工)
	15年度	・庁舎空調設備改修 ・ふれあい訪問収集・狭あい道路特別収集の開始 ・家庭ごみの有料化実施準備 ・武蔵境駅共用サイクルの実験を開始 ・京王線吉祥寺駅下りエスカレーター設置 ・朝一番隊による清掃「三鷹・武蔵境朝一番隊」開始 ・人にやさしいみちづくり事業(宮本小路南・市道第105号線 施工)
	16年度	・敷地面積の最低限度導入 ・グリーンパーク緑地整備 ・境山野緑地の整備 ・市道16号線(文化会館通り)かたらいの道景観整備(電線類の地中化及び歩道拡幅) - 14~16年度
行・財政	13年度	・新職員定数適正化計画の実施 - 12~16年度 ・情報公開条例・個人情報保護条例改正
	14年度	・機構改革の実施 ・行政管理(評価)システムの試行開始 ・目標管理制度の試行開始
	15年度	・財政援助出資団体との連結したバランスシートの作成 ・第三次職員定数適正化計画の策定 ・新人事制度基本方針の策定
	16年度	・財政援助出資団体指導検討委員会設置

5 まちづくりの現状と課題、新たな視点

(1) 人的サービスの質と倫理性

第四期長期計画における最大の課題の一つは、福祉分野を中心とする対人サービスの質の向上である。対人サービスの特徴は、受け手である人間一人ひとりの尊厳の尊重を本質的要件としていることである。しかも、人の尊厳の感覚は極めて個人的で互いに異なっており、この微妙な差がその人の生きがいや活力を大きく左右する。そこで本市は、福祉施策はもちろんのこと、子ども施策など他の施策においても、このような人間の根源的なニーズの違いに適合できるきめ細かなサービスを目指す必要がある。

(2) 市民パートナーシップの意義

近年、NGO活動やボランティア活動の高まりに見られる市民活動の拡大という動きがある。また、営利企業であっても社会的責任が重視され、それが消費者だけでなく投資家まで動かして、企業の命運を左右するという事例が増えている。このように公益的な活動において、営利非営利の区別がもつ意味合いは社会の中では小さくなっている。

一方で、高齢者をはじめ、子育て支援や障害者へのサービスなど、コストの大きい対人サービスの必要性が増大しており、市が税を徴収してサービスを調達し、供給するという従来の対応では、早晩、充足ができなくなるという厳しい背景もある。

そこで、これを弾力的に考えて多様なサービス供給システムを構築することで、社会の総コストを軽減するべきである。(テンミリオン施設やレモンキャブなど、武蔵野市はこの試みには実績がある。)

しかし、それに劣らず大切なことは、福祉サービスを市民が直接手がけることがもたらす“質”の問題である。福祉サービスは個人の尊厳と密接に関係

し、その達成 - 受け手の満足 - は、提供者と受け手との人間関係に強く依存するからである。この人間関係が業務契約以外の地縁に支えられるのであれば、画期的に質の高いサービスを生み出す可能性をもっている。

市民活動を市が支援する際、その公益性によって優先性を判断するのは当然である。しかし、営利の有無が大きな障壁とならないのと同様に、公益性の物差しも、社会とともに変化していく。その意味で、市民活動に含まれている公益性の可能性を見落とさないことが必要なだけでなく、将来の発展の可能性を読み込んだ、一種の投資的な視点すら必要になる。

現在の武蔵野市を概観しても、これまで実績のある福祉活動にとどまることなく、文化・教育、環境からまちづくりに至るまで、広範囲の試みが見られるのであり、ここに含まれているであろう将来の市政の萌芽を見極めていく必要がある。

また、市民は活動を多様化させ、新しい問題を市政に持ち込む。これは軋轢を伴う。しかしそれは生産的な軋轢である。そこから芽をすくいとれない市政は持続可能とはいえない。

(3) 健全な財政運営

日本社会全体が少子高齢化の進行と社会構造の転換の途上にあり、将来の見通しが非常に不確実な状況にある。この長期計画が無理なく実現可能であることを確認し、将来に対して、さらに発展できる余力を引き継ぐことを見極めなければならない。

一番の課題は、財政の問題である。学校など多くの大型施設が更新時期に入ることや市職員が大量に定年退職することに伴う多額の必要経費のほか、人的サービスに対するニーズの急膨張と財政を左右する諸条件の不確実性を併せ考えると、財政の持続可

3 補完性の原則

身の回りの問題は、まず個人や家庭が解決にあたり、個人や家庭で解決できない問題は地域で解決し、それもできない問題は市町村、都道府県、国といった大きな単位が順に補完していくという原則。

能性は重要な課題である。効率的・効果的な市政運営と武蔵野市全体の資産と人材の総合的な活用方法について、知恵と工夫が必要となる。

1) 市民とともに創意工夫を生かした自治体経営

平成 12 年 4 月に地方分権推進一括法が施行され、地方分権は計画段階から実行段階に入った。必置規制の撤廃や権限の移譲により、徐々に地方分権改革の効果が現れ始めている。

「国から地方へ」という地方分権の視点と、民間でできることは民間で行うという「官から民へ」の視点からなる「補完性の原則」³に基づき、市民と自治体の関係を改めて問い直す動きがある。

自治体の経営改革の現場では、業績・成果主義、顧客優先主義、市場原理の導入、組織の簡素化という4つの要素からなる新しい行政経営（ニュー・パブリック・マネジメント）の導入が進んでいる。

武蔵野市はこれまでの実績を生かし、個人・NPO・企業・行政の各主体が担うべき公共分野を再検討し、新たな課題に向けた取り組みを進めていく必要がある。そのために、市民と市がともに英知を持ち寄り、創意工夫を生かした独自の自治体経営を進めていくことが重要である。

2) 行財政規律の維持

市民が市の財政状況・経営状況を適切に評価し、政策の意思決定に参加するためには、責任ある財政運営と適切な事業経営に関する情報開示が必要である。これらの情報は、行政評価や予算編成に活用され、行政の執行責任者にとって、経営改革の手段となる。

財政運営においては、武蔵野市のバランスシートの作成に併せ、持続可能な財政運営の責任を果たし、アカウントビリティ（説明責任）の向上を図るため、中長期的視点から財政規律を定めることを検討する

必要がある。

事業経営においては、サービスの成果、努力やコストを市民に説明し、効率的で効果の高いサービスを提供していく。また、サービスの提供においては、可能な限り市場原理や競争原理の導入を図り、事業コストの民間比較を行いながら、コスト意識と金利意識をもった事業経営を行う必要がある。

市民ニーズの変化に伴い意義が低下した施策やサービスを受ける市民の範囲が狭くなりすぎた事業についての見直しが必要である。また、特定の利用者へに便益が帰属するような選択的なサービスについては、経済合理性に基づく適正な受益者負担を設定していくべきである。

3) 市政の生産性

市民負担の増加を抑えながら、市民一人ひとりの生活の質を向上させることが重要な課題である。そのためには、サービスの生産性の向上（質の向上とコストの削減）が必須である。

サービスの生産性の向上

インプット（予算）重視の行政運営から、アウトプット（活動）・アウトカム（成果）重視の行政運営へと転換を図り、サービスの質の向上と同時に経営効率の向上を行う。

収入の増加策

住民負担（税金・使用料等）の増加を可能な限り避けるため、歳出削減と同時に収入増加策を考える必要がある。また、納税者の公平性の確保から、市税、国保税の滞納対策や、国や東京都との連携を探る。

ITの活用とセキュリティ保持

ITの活用は、市政の生産性向上の決め手になりうる反面、情報漏えいなどの危険も潜んでいるので、生産性とセキュリティ保持は重要な課題である。特

に、ネットワーク化には同様に多くの利点とともにリスクが潜んでいるので、生産性とリスクの総合判断から、その限度を慎重に見極めるとともに、導入の際は粘り強く実効性を追求し、真に費用対効果の高いシステムを立ち上げる必要がある。

また、市民の利便性やサービス提供の迅速化を目的としたITの活用を進めるとともに、震災などの非常時に、高齢者や子育て家庭等災害弱者を支援するサービスを行っていく必要がある。

(4) 安全安心のまちづくり

テロリズムや犯罪の著しい増加、経済活動の高度化や生活習慣の変化に伴うリスクなどにより、「市民が地域社会の中で安心して暮らすことができる」という大前提が崩れ、市民生活の基盤である「社会の安全」が脅かされている。さらに、自転車や自動車による交通事故や人為災害、BSEや遺伝子組換え食品等の食品安全問題、SARSや鳥インフルエンザ等の新たな感染症などがあり、市民生活の安全・安心に関して、総合的な危機管理態勢やリスクマネジメントが必要となっている。

市民生活の安全の確保は、現在、我が国のすべての都市の大きな課題になっている。今後は、警察だけではなく、行政と市民のパートナーシップによって、犯罪の予防と対応に努めていくことが必要である。防犯対策としては、死角のない見通しの利く街並みの整備など、都市基盤のハード面における整備と、地域の市民による目配りと連携などの、ソフト施策の整備の両方が必要となる。

また、阪神・淡路大震災発生から歳月が流れ、市民の防災に関する関心は徐々に低下している。しかし、災害の未然防止と被害の軽減を図るには、平素よりハード・ソフト両面のインフラを着実に整備するとともに、行政と市民の連携による継続した取り

組みが必要である。

(5) コミュニティと都市間交流

1) コミュニティ

武蔵野市では、昭和46年のコミュニティ構想に基づき、全国に先駆けて市民主導のコミュニティづくりが行われてきたが、それは自主の気風がコミュニティの根本的な基底となるという認識から出発したもので、各地区のコミュニティセンターは「自主参加・自主企画・自主運営」という自主三原則によって現在も運営されている。そして、各地区のコミュニティづくりにおいては、多様な市民活動や行政施策が、「コミュニティづくりの主体は市民である」という理念のもとに展開されている。このことは、市民パートナーシップという考え方が、本市のコミュニティ構想の発展という側面を有していることを示している。

また、平成13年には新しい時代のコミュニティづくりを志向し、コミュニティの基本理念等を規定した新たなコミュニティ条例を制定した。

今後、地域コミュニティは、防犯・防災活動や高齢者や障害者の生活支援、子育ての見守りなどを通じて、新しい連帯を作っていくことが期待される。そのためには、個人が自立しながら、地域社会とつながりを持つためにどのような仕掛けづくりが有効か研究していく必要がある。

2) 交流事業

武蔵野市のような消費型都市は、水、食糧、エネルギー、生活必需品などを全国の生産地に依存している。そして、同時に就労、所得、文化、芸術、情報、教育、スポーツなど集積の利益を享受している。一方、生産地である農山漁村は、緑やきれいな空気、農作物などがかけがえのない価値を作り出しているが、都会への人口流出が続き、過疎に悩まされてい

4 ノーマライゼーション

高齢者や障害者が通常の社会生活を送ることができるよう、またその権利を可能な限り保証することを目標に社会福祉をすすめること。

る。都会と地方がお互いに欠けているものを補い、助け合い、共存していく、これが本市の交流事業の目的である。

国際交流を推進する姿勢は、環境、人権、平和に対する考え方にもつながるものである。市民を主体にして交流事業を展開していく一方で、地域の大学、市民団体、企業、国レベルの公的機関等との連携を重視し、長期的な展望をもって取り組む。

(6) 高齢者・障害者への支援

市は、第二期長期計画期間以来、多面的な支援メニューを工夫しながらノーマライゼーション⁴の理想をめざしてきた。また、第三期長期計画におけるTWCC⁵の考えは、だれにもやさしいまちづくりをハード計画的に組み立てること(configuration)を目指し、これに沿って、ハイモビリティ施策など高齢者施策・障害者施策と銘打たない多くの施策が、高齢者・障害者の生活の質を支えるよう制度設計されている。

このため高齢者・障害者が住みなれたまちで暮らし続けることができるための支援策は多面的に充実してきている。介護保険制度が施行されてからも、市では全国的にも高い水準の在宅サービスを提供している。しかし、要支援、軽度の要介護者やサービス利用量が増加し、介護給付費が増大していることも事実である。今後は、行政の力だけでなく、市民の力を借りながら地域で支えていくとともに、市民一人ひとりが健康意識を高め、主体的に自らの健康維持・増進に取り組む仕組みが必要である。

そのため、高齢者やその家族が、家庭や地域の中で、自分の意思による決定を行い、応分の役割を担い、自分らしい選択ができ、健康で心豊かな生活を送ることができるよう行政が支援する「自立支援・促進型福祉」を今後も理念の基本に据えていく。

5 TWCC (Total Welfare Configured City)

本市の第三期基本構想・長期計画で示した、『すべての人にやさしいまちという福祉的視点で、道路・住宅・交通・公共施設などの都市基盤整備を進める』という考え方。

また、障害者施策においても支援費制度が始まり、グループホームやショートステイなどの基盤整備や介護者の人材育成など、より一層の在宅サービスの充実が求められている。

今後も適正な介護サービスを提供していくために、サービスの向上を目指す事業者の支援、また第三者機関によるサービス評価事業の普及・啓発が必要である。

また、広い範囲の施策の構想・計画に高齢者・障害者の参加機会を増やすことも課題となる。

障害者施策で最も効果が高いが、実施が困難な一般就労については、従来からの支援を充実するとともに、ビジネスモデルの開発、研究が必要である。

(7) 家族と教育

1) 子どもを取り巻く環境の変化

少子化傾向が進行するなかで、核家族化、近隣との関係の希薄化等を背景に、地域や家族における子育て力が低下する一方、親が育児不安やストレスを感じ、そのことが児童虐待等を引き起こす要因にもなっていると考えられる。

また、集団遊びが減って、テレビゲームなどバーチャル(仮想現実)な世界で過ごすことが多くなり、人間同士のコミュニケーション能力が低下し、体力がない子どもが増加している。さらに、いじめ、引きこもり、不登校なども広がり、青少年による凶悪な犯罪が増加している。この背景には、都市化とともに遊び場が減少し、子どもたちが安心して過ごせる場所がなくなっている状況がある。その一方で、学力の低下も指摘されている。

2) 子ども施策のあり方

第三期長期計画期間に掲げられた「全児童施策」と「ファミリーフレンドリーな施策」の理念を、今長期計画でも引き継ぐ。全児童施策の理念は、子ども

も施策全体の運用に際しては、親の側のニーズや行政本位ではなく、子ども自身のニーズを重視すべきこと、子ども関連施設やサービスの細分化は結果として子どもの排除につながることへの警鐘である。

また、ファミリーフレンドリーな施策の理念は、親子の絆を重視し、絆を強く太くすることに主眼を置いた子育て支援をするということである。したがって、この絆を弱める恐れのある施策は、たとえ親の要望が強くても、慎重に取り扱う必要がある。

3) 体験教育の重視

子どもたちは、家族の愛情と学校における教師や友人との信頼関係の中で、体験・交流活動を重ねることで、生命や自然などを大切に作る心、あるいは自分と異なる考えや文化を理解する姿勢を身につけながら成長する。そこで、子ども自身が豊富な体験（生活体験、自然体験、社会体験）を積み重ねることによって、コミュニケーション能力や感性をはぐくんでいけるよう、多様な体験事業の拡充を図っていく必要がある。

このような体験は「身体・言語・自然」の関連の中でなされるものであるから、教育においても「身体・言語・自然」を重視する必要がある。

4) 家族の役割

人類の歴史の中で、長い間、家族により担われてきた役割の内、多くのものが行政や民間業者により賄われるようになってきた。そのアウトソーシングは、家族が行う場合より低コストであったり、専門性によって内容・質が上がる面もあり、恩恵もたらされていることは事実である。

しかし、家族の中に存在していた金銭では評価されにくい大切な何か、例えば、親と子が一緒に仕事をして知識やものの見方を伝える場と時間、コミュニケーション能力や社会倫理を学ぶ場となっていた

一家の団欒、といったものが失われてしまった。このことは子育て・教育を考えるうえで極めて重要な問題である。したがって、家族の役割のアウトソーシングに必要な節度を考える必要がある。

5) 言語教育の充実

日本人の日本語能力の低下が指摘されて久しいが、語いや文法、漢字などの基礎的な力をしっかり身につけることが重要である。また、言語教育を考える場合、他人の言葉を理解する受信能力と、発信能力という二つの能力に分けることができるが、自分の意見をはっきりと発言できる自立的人間を育てるため、一方では発信能力の開発に重点をおいた言語教育が必要である。他方、受信能力に関しては、言葉を通して他者の思いを理解する能力や、言葉にならない他者の表現にも耳を傾け、その心を察していく能力の育成にも配慮すべきである。

6) 子どもの持つ可能性に注目した教育

個々の子どもには、生を全うしようとする生まれつきの力が様々な形で備わっている。特に幼児期に外界の事物に興味を覚え、そこに自ら集中していく時こそ内在する能力が自発的にはぐくまれる好機であり、これを温かく見守り育てていく環境が重要となる。自発的に身に付けた能力は本物の力となり、その人間を生涯支える土台となる。そのため、子どもの内発的な集中や、子どもの内なる自然に注目した全人的な教育の重要性を再認識する必要がある。それらこどもの内在的能力を育てるためには、熱意と地道な努力が必要とされるが、こうした教育の重要性を正当に評価し、尊重する社会の仕組みを考えねばならない。

(8) 男女の「家族的責任」

男女平等施策は子どもの人権にも通じ、施策を進めることによって別の社会問題を解決していくこと

6 「家族的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約」(1981年総会採択。日本は1995年6月批准。)
働く男女の機会及び待遇における均等の確保という観点から、家庭責任を持つ男女労働者が職業生活と家庭的責任との両立を図るために必要な措置を講じようというもの。

7 次世代育成支援対策推進法(平成26年度までの時限立法)
次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育つ環境の整備を進めるため、国や自治体及び事業主も仕事と子育ての両立を図るために必要な行動計画を策定・実施することとしている。

にもなる。日本は、ILO(国際労働機関)の「家族的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約」⁶を批准し、育児・介護休業制度もスタートしたが、実態はまだ極めて不十分であり、実社会においては女性にかかる育児・介護の負担はまだまだ大きいと考えられる。

子どもや高齢者の世話が女性だけの義務であってはならない。急激な出生率低下に危機感をもった国は、若い世代の子育てを支援するべく平成15年に「次世代育成支援対策推進法」⁷を時限立法した。子育て世代男性の働き方を見直すシステムや、男女ともに、地域や家庭でゆとりある時間を過ごすことができる施策を研究していく。

(9) 環境形成とまちづくり

1) 深刻化する環境問題への対応

地球温暖化の進行や有害化学物質による環境汚染の顕在化をはじめとして環境問題の拡大・深刻化は依然止まる傾向を見せない。ごみの発生抑制や減量、再生利用に努めるなど、市民・事業者・市が協働して環境負荷の少ない社会の構築を目指す必要がある。さらに、公園や水辺環境の整備など、次世代に引き継ぐべき自然環境の保全と回復に向けた施策を進める必要がある。

2) 環境形成とまちづくり推進の視点

環境と共生し、リサイクルを旨とした循環型のまちづくりを推進することは、われわれがヒトとして生存していく上で、不可欠である。このためにも、多世代の市民に向けて環境学習やまちづくり学習の機会を設け、身近な自然やまちへの関心を喚起し、参加と連携による実効性のあるまちづくりを目指す必要がある。

3) 緑の回復

公園用地の確保、小・中学校や公共施設の緑化、

沿道緑化、民有地への緑化指導などにより、市内の緑は徐々に回復しつつある。今後も緑のネットワーク化をより促進し、緑被率を上げるためにも、市内の緑の約7割を占める民有地の緑を確保する具体的な施策を講じる必要がある。

4) 持続的なまちづくりの推進

デフレの進行など長期的な景気の低迷が続き、国を始め、地方自治体も厳しい財政運営を強いられている。そのため、国や多くの自治体は、公共事業や公共投資の抑制を余儀なくされ、これは様々な形で都市基盤整備に影響している。しかし、安全で快適なまちづくりの視点からは、バランスの取れた持続的な都市基盤整備が必要である。厳しい財政運営の中で知恵と工夫を生かしながら、継続的なまちづくりへの投資が求められる。

5) 造る時代から管理の時代へ

武蔵野市は、他市に比較して早くから下水道100%を達成し、昭和50年代前半には市立小中学校校舎100%鉄筋化が完成するなど、社会資本整備を強力に進めてきたことにより、主要な公共施設整備は現在ほぼ終了している。それら公共施設は、約130施設、延べ床面積は約32万㎡に及ぶ。そこで今後は、これらの施設の良好な水準を保つため、適切に維持管理をしていくことが求められる。中・長期的視点から更新計画・保全計画を作成し、公共施設の計画的整備を行い、施設の耐用性を高める必要がある。